

社会保険労務士法人 川俣労務管理事務所 報酬規程

《顧問報酬》

人 員	報酬月額	人 員	報酬月額
4 人以下	25,000 円	100 人～149 人	120,000 円
5 人～ 9 人	35,000 円	150 人～199 人	150,000 円
10 人～29 人	45,000 円	200 人～249 人	200,000 円
30 人～49 人	60,000 円	250 人～299 人	250,000 円
50 人～69 人	80,000 円	300 人～349 人	300,000 円
70 人～99 人	100,000 円	350 人以上	協議による

※ 人員は、事業主（常勤役員を含む）と従業員を合わせた数である。

《手続報酬》

1 就業規則、諸規程等の作成・変更

(1) 就業規則	200,000 円
(2) 就業規則の変更	協議による
(3) 賃金・退職金・育児休業・介護休業・旅費等諸規程	各 100,000 円
(4) 安全・衛生管理等諸規程	各 100,000 円

2 労働保険・社会保険の新規適用、廃止届

(1) 新規適用

規 模	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険
1 人～ 4 人	50,000 円	50,000 円
5 人～ 9 人	70,000 円	70,000 円
10 人～19 人	100,000 円	100,000 円
20 人～29 人	120,000 円	120,000 円
30 人～49 人	150,000 円	150,000 円
50 人以上	1 人増すごとに 1,000 円を加算する	

(2) 適用廃止

規 模	労災保険・雇用保険	健康保険・厚生年金保険
10 人未満	50,000 円	50,000 円
10 人～ 29 人	70,000 円	70,000 円
30 人以上	1 人増すごとに 1,000 円を加算する	

(3) 許認可申請

労働保険継続事業一括申請・雇用保険非該当申請	各 30,000 円
------------------------	------------

3 保険料の算定・申告

規 模	労働保険料概算・確定	社会保険算定基礎届・月額変更届
1 人～ 4 人	25,000 円	25,000 円
5 人～ 9 人	35,000 円	35,000 円
10 人～29 人	45,000 円	45,000 円
30 人～49 人	60,000 円	60,000 円
50 人～69 人	80,000 円	80,000 円
70 人～99 人	100,000 円	100,000 円
100 人以上	協議による	

※ 労働保険料概算・確定申告について、一括有期事業については、工事件数を考慮して、協議のうえ決定することがある。

4 保険給付申請・請求

規 模	一般的なもの	複雑なもの
健保・労災給付請求	30,000 円	50,000 円
年金（厚年・国年、基金）給付請求	30,000 円	協議による
第三者行為による保険給付請求	50,000 円	70,000 円
雇用継続給付（高年齢・育児休業・介護休業）申請	10,000 円	協議による
その他の申請等	20,000 円	協議による
雇用関係助成金	助成金額の 10%	助成金額の 15%

5 事業所関係

内 容	雇用保険	健康保険 厚生年金保険
・事業所名称変更届	10,000 円	10,000 円
・事業所所在地変更届	10,000 円	10,000 円
・事業主変更届	10,000 円	10,000 円
・その他変更関係事務	協議による	

6 労働者派遣法関係

- (1) 一般労働者派遣事業許可申請・更新 200,000 円
- (2) 労働者派遣事業廃止届 50,000 円
- (3) その他の申請・報告・届・変更 30,000 円

7 労働社会保険諸法令に基づく不服申立

- (1) 異議申立 80,000 円
- (2) 審査請求 80,000 円
- (3) 再審査請求 100,000 円

※ 業務内容が特殊なもの、複雑なもの等については、別途依頼者と協議する。

8 人事・労務管理報酬

雇用管理、人事管理、教育訓練、賃金管理、労働時間管理、安全・衛生管理、労務監査等に関する相談・指導、企画・立案等を行う場合は、別途依頼者と協議する。

9 相談・立会等報酬

(1) 相談報酬

労働社会保険諸法令につき、依頼を受けた都度、相談に応じ又は指導する場合、1時間につき、10,000 円

(2) 立会報酬

関係官庁等（年金事務所を含む）が行う調査等に立会う場合、1時間につき、20,000 円

(3) 調査報酬

依頼を受けた業務に付随して、調査、資料収集等特別な業務に従事した場合、1時間につき、20,000 円

※ 立会報酬の時間については、関係官庁等までの移動に要する時間（標準時間）を含むものとする。

《給与計算事務》

1 給与計算

基本料金 月額 20,000 円（原則として 10 人分まで）

10 人を超える場合は、1 人増すごとに 500 円を加算する。

※ 初回のみ、給与マスター作成料（10 人程度で 20,000 円）を加算する。

2 賞与計算

1 回につき、1 の給与計算と同様の計算による額とする。

3 年末調整事務

基本料金 月額 20,000 円（原則として 10 人分まで）

10 人を超える場合は、1 人増すごとに 700 円を加算する。